

中小企業等協同組合の合併の認可

【審査基準】

中小企業等協同組合法第66条第1項の該当性の判断は、中小企業等協同組合法に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成11年4月19日付平成11・03・31企第3号通商産業大臣通知）第1の1の(12)による。

（当該通商産業大臣通知は、経済通商総室で閲覧できます。）